

市第3号議案 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正

1 概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）において、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年5月10日法律第91号）の一部改正が行われたことに伴い、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年8月横浜市条例第39号。以下、「退職年金条例」という。）及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月3日横浜市条例第60号。以下、「消防団条例」という。）について、所要の改正を行います。

2 改正内容

退職年金等を受ける権利を担保に供することができる特例を廃止するため、退職年金条例及び消防団条例それぞれにおける関連条文を改正します。

(1) 退職年金条例

第7条ただし書きを削除します。

現行	改正後（案）
(譲渡、担保差押の禁止) 第7条 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができない。 <u>ただし、株式会社日本政策金融公庫及び市長が定める金融機関に担保に供するのはこの限りでない。</u> 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、これを差押えることができない。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によるときは、この限りでない。	(譲渡、担保差押の禁止) 第7条 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができない。 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、これを差押えることができない。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によるときは、この限りでない。

(2) 消防団条例

第3条ただし書きを削除します。

現行	改正後（案）
(公務災害補償を受ける権利の保護) 第3条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	(公務災害補償を受ける権利の保護) 第3条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

3 施行予定日

公布の日